

令和7年10月

寒河江税務署から源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本年の年末調整においては、

基礎控除の見直し等 にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- 🔑 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 🔑 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 🔑 「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は

「年末調整がよくわかるページ」



をご覧ください。



【「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。】

「年末調整がよくわかるページ」に掲載する動画等について、次の指定日時において、寒河江税務署内でご覧いただくことが可能です。希望される源泉徴収義務者の方は、電話による事前予約をお願いします。

指定日時：令和7年11月17日(月)14:00 から
定員 30 名（先着順）

寒河江税務署

所在地：〒991-0021 寒河江市中央 2-2-35

電 話：0237-86-2244 ※音声案内で2番を選択ください

担 当：調査部門（法人担当）